

村上市立荒川中学校 「学校いじめ防止基本方針」

「いじめ防止対策推進法」の第13条により「学校いじめ防止基本方針」を以下のように定める。

新潟県は、令和2年12月に「新潟県いじめ対策に関する条例」を改訂した。これに伴い、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」が改訂された。これを受け、村上市では、令和3年10月に「村上市いじめ防止基本方針」を改訂した。このことから、荒川中学校では、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、いじめの防止等の対策のための措置及び重大事態への対処を以下のとおり行う。

1 いじめ及びいじめ類似行為の定義

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

【いじめ類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと）の高いものをいう。

（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2）

2 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では「正義が通る学校」としてすべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

また、インターネット上での誹謗中傷等をいじめ類似行為とし、いじめと同等に取り扱う。

（いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。いじめを見逃さない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者及び関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処

し、さらにその再発防止に努める。

(家庭との連携)

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識しなければならない。また、インターネット上でのいじめやいじめ類似行為もあることから、SNS等の使い方や時間については、保護者が責任をもって監督する。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア) 学校におけるいじめの防止

- ① 「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、いじめを見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者並びに地域住民その他の関係諸機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資するような、生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、生徒会を中心とした「いじめ見逃しぜロ」の取組や、いじめ見逃しぜロスクール集会等を実施する。

イ) いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

- ・ いじめを早期に発見するため、全校生徒に対する定期的な調査を実施する。
 - A : 生徒対象のいじめアンケート調査（月に1回）
 - B : Q-U（5月・11月）
 - C : 教育相談アンケート（5月・10月）
 - D : 教育相談（5月・10月）
 - E : 保護者対象学校評価アンケート（7月・12月）

② いじめの相談体制

- ・ 生徒及び保護者がいじめに対する相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
 - A : スクールカウンセラーの活用
 - B : 保健室における養護教諭の相談活動
 - C : 職員に相談しやすい雰囲気の醸成（部活動、生徒指導だより、学年職員、期末保護者会等）
 - D : いじめの相談窓口（教頭、保健室、学年職員等）

ウ) 職員間の情報共有

職員間の情報共有をスムーズに行うために、次のことを行う。

- A : 生徒指導日報（毎日）による情報共有
- B : 生徒指導部会（週1回）による情報共有
- C : 職員会議（月1回）による情報共有
- D : 学年部会（週1回）による情報共有
- E : 特別支援部会（週1回）による情報共有
- F : 生徒理解研修（年度始め）による情報共有

エ) いじめの防止等に対する教職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじ

め防止等に関する職員の資質向上を図る。

オ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のSNSを通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNSを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動を行う。

A：警察や携帯電話会社などの講師による情報モラル研修会等

B：技術・家庭、社会、学級活動等の授業でのネットマナーの学習

(2) いじめ防止等に関する措置

ア) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の組織を設置する。

① 生徒指導部会（管理職、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC）

② いじめ対策委員会（管理職、生徒指導主事、当該学年主任・学級担任、養護教諭、SC、関係機関）

イ) いじめに対する措置

① いじめ（疑いも含む）に係る相談を受けた場合は、いじめ対策委員会を中心に速やかに対応、ただちに事実の有無の確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合は、即時にいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への報告・相談を継続的に行う。

③ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案にかかわる情報は正確に聞き取り、記録しておく。

④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等関係諸機関と連携して対処する。（別紙 添付資料）

⑤ いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされて、「学校いじめ対策委員会」において判断する。いじめ類似行為についても同様とする。

A： いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月とし、「学校いじめ対策委員会」がそれ以上の期間が必要だと判断した場合は、より長い期間とする。

B： いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害児童生徒と保護者の面談等で確認し、認められること。

(3) 重大事態への対処

① 「いじめ防止対策推進法」第28条における「重大事態」

ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

（児童生徒が自殺を企図した場合）

イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

② いじめ重大事態

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 一定期間（年間30日を目安）、連続して欠席しているような場合

③ 対応

- ア) 重大事態が発生した旨を、村上市教育委員会に速やかに報告する。
- イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 その他

生徒が安心して学校生活を送り、日頃から「いじめをしない させない 見逃さない」意識を醸成し、良好な人間関係の構築、いつでも相談できる体制の整備等に努めるとともに、家庭・地域や関係機関等と連携していじめ問題に取り組む。

平成26年	4月	施行
令和4年	4月	一部改訂
令和5年	4月	一部改訂
令和6年	3月	一部改訂

添付資料 1

○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことが多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る 事案の例	該当し得る犯罪	
<ul style="list-style-type: none">○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。○ 無理やりズボンを脱がす。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
<ul style="list-style-type: none">○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッタ一等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
<ul style="list-style-type: none">○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ (刑法第176条)	第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 	<p>恐喝 (刑法第 249 条)</p>	<p>第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。 	<p>窃盜 (刑法第 235 条)</p>	<p>第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盜の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。 	<p>器物損壊等 (刑法第 261 条)</p>	<p>第 261 条 前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。 	<p>強要 (刑法第 223 条)</p>	<p>第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。</p> <p>3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。</p>

○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺閑与 (刑法第202条)	第202条 人を教唆し若しくは助けて自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する。
○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制)	第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以

<p>指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送ってきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 	<p>及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)</p>	<p>下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。</p> <p>2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。</p> <p>3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に</p>
--	--------------------------------	--

		<p>処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。</p> <p>7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。（略）</p> <p>8 （略）</p>
○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	<p>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） （私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）</p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。</p> <p>3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5 （略）</p>